

ラッピング広告掲出契約書【案】

公益財団法人相模原市まち・みどり公社（以下「公社」という。）と（以下「 」という。）は、公社所有のロッカーに施すラッピング広告の掲出について、次のとおりラッピング広告掲出契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の要項）

第1条 本契約の要項は、次のとおりとする。

（1）施設名称及び所在地

相模原市立北総合体育館（神奈川県相模原市緑区下九沢2-3-68番地1）

（2）ラッピング広告の掲出期間

令和8年8月1日から令和11年3月31日までの32ヶ月間

（3）ラッピング広告の掲出料

円（別途消費税）

（4）ロッカーの設置箇所及び台数

ア 北総合体育館3階弓道場前廊下 1台

イ 北総合体育館1階剣道場兼卓球場前エントランス 1台

（5）ラッピング広告の範囲

9㎡（1台あたり左右各側面幅450mm×高さ2500mm及び前面幅900mm×高さ2500mm）

（6）掲出方法

ロッカー前面及び側面に表面ラッピングを施すものとする。

（7）その他

はラッピング広告の施工前に公社にラッピングデザインを提出し、その承認を受けるものとする。

（ラッピング広告の内容等）

第2条 ラッピング広告の仕様等については第1条第1項第5号及び6号のとおりとする。

2 掲出するラッピング広告の内容は、「相模原市屋外広告物条例」の定めを準拠するとともに、次の内容を包含するラッピング広告については掲出できないものとする。

（1）公序良俗に著しく反すると公社が認めるもの。

（2）公社が風致、美観を損ねると認めるもの。

（3）公社が公衆に不快の念を与えると認めるもの。

（4）宗教団体等、特定の思想の流布を目的とした団体の宣伝に供するもの。

（5）政治団体の宣伝に供するもの。

（6）他者の欠点や弱点を強調するもの。

3 デザインを含むラッピング広告の施工及び契約終了時の原状復帰に係る費用は が負担するものとする。

- 4 デザインの知的財産権については 〇〇 に帰属するものとする。
- 5 契約期間中においては、 〇〇 はラッピング広告の貼替を自由に行えるものとする。ただし、貼替前に公社にデザイン等の資料を提出し、作業日程等について協議するものとする。
- 6 契約期間中に貼替を実施する場合の費用については、 〇〇 の負担とする。
- 7 掲出するラッピング広告が著しく汚損した場合において、公社は 〇〇 に速やかに状況を報告し、対応を協議するものとする。ただし、公社の責によらずラッピング広告が汚損した場合の復旧に係る費用は、原則として 〇〇 が負担するものとする。
- 8 契約期間満了または本契約が解除となった場合、 〇〇 は直ちにラッピング広告を撤去し、原状回復するものとする。

(ラッピング広告の掲出料)

第3条 ラッピング広告の掲出料は第1条第1項第3号のとおりとする。なお、消費税法の改正があった場合は、適用となる消費税率により、消費税相当額を変更する。

(ラッピング広告の掲出料の支払及び返還)

- 第4条 公社は、前条のラッピング広告の掲出料を、別紙年度毎内訳表に基づき 〇〇 に請求し、 〇〇 は公社の発行する適正な請求書を受領した日から30日以内に公社の指定する口座に振込にて支払うものとする。なお、その際に生じる振込手数料は 〇〇 の負担とする。
- 2 初年度分のラッピング広告の掲出料については、契約期間の開始日から起算して30日以内に公社が発行する適正な請求書を受領した日から30日以内に公社の指定する口座に振込にて支払うものとする。なお、その際に生じる振込手数料は 〇〇 の負担とする。
 - 3 〇〇 は、支払期限までにラッピング広告の掲出料を納付しないときは、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率で算出した違約金を公社に支払わなければならない。
 - 4 〇〇 がラッピング広告を作成しなかった場合、その他 〇〇 の責めに帰すべき事由によりラッピング広告を掲出できなかったときは、 〇〇 は、公社に対し、ラッピング広告の掲出料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。
 - 5 第6条第1項第7号の規定により、公社が本契約を解除する場合、本契約を解除した日の翌日以降分の既納のラッピング広告の掲出料を 〇〇 に返還するものとする。
 - 6 第6条第1項第1号から第6号及び第7条第1項の規定により本契約が解除された場合、公社は既に支払われたラッピング広告の掲出料を 〇〇 に返還しないものとする。
 - 7 〇〇 が第1条第1項第7号に定める承認が得られず、ラッピング広告を掲出できない期間が生じた場合、公社は既に支払われたラッピング広告の掲出料を 〇〇 に返還しないものとする。
 - 8 設置場所の所有者である相模原市の都合、天災、その他 〇〇 の責に負わない事由により掲出できない場合、ラッピング広告の掲出料の返還について、公社と 〇〇 の協議により決定するものとする。

(権利義務の譲渡等禁止等)

第5条 及び公社は、互いの同意を得ずに、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ公社の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第6条 公社は、 が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) が第4条第1項及び第2項の支払期限後3月以上経過しても広告料を納めないとき。
 - (2) が本契約の規定に違反し、又はその違反等によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (3) が相模原市または公社の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
 - (4) が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
 - (5) の経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があり、そのことにより広告料の支払いをすることができないと認められるとき。
 - (6) の責めに帰すべき事由により本契約に係る行政財産の目的外使用許可が取り消されたとき。
 - (7) 公社の責めに帰すべき事由により本契約に係る行政財産の目的外使用許可が取り消されたとき。
- 2 公社は、前項に掲げる事由により本契約を解除した場合において、 に損害を及ぼしたときでも、その損害を補償しないものとする。

(暴力団等排除に係る契約の解除)

第7条 公社は、 が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により に損害が生じても、公社はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) が相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
 - (2) が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。
 - (3) が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
 - (4) 事業者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は事業者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、事業者は、その責により広告を撤去し、有料貸出口ッカーを現状に復さねばならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第8条 是、契約の履行にあたって、条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく会社に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 是、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、会社と契約期間に関する協議を行わなければならない。

3 是、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに会社に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 会社は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、 と契約期間及び契約金額に関する協議を行わなければならない。

(解除の申入れ)

第9条 是、やむを得ない事情がある場合は、会社に対して、書面により本契約の解除を申し入れすることができる。

2 前項の規定により本契約の解除を申し入れた場合、 と会社は契約解除日について協議するものとする。

3 第1項の規定により本契約の解除を申し入れた場合、会社は既に支払われたラッピング広告の掲出料を に返還しないものとする。

4 第1項の規定により本契約の解除を申し入れた場合、解除を申し入れた当該年度及びその次の年度に会社が実施する広告事業への広告掲載に関する公募に参加できないこととする。

(届出事項の変更)

第10条 是、住所、代表者名等に変更があったときは、速やかに会社に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第11条 及び会社は、契約履行上知り得た互いの業務上の秘密を、第三者に漏らしてはならない。

(免責事項)

第12条 天災等や会社の責によらないやむを得ない事由により、ラッピング広告の掲出が不可能となった場合は、会社はその責を負わない。

(疑義等の決定)

第13条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じたときは、会社と が協議の上定めるものとする。

(管轄裁判所)

第14条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、横浜地方裁判所相模原支部をもって管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、公社と の両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

公 社 神奈川県相模原市中央区富士見6丁目6番23号
公益財団法人相模原市まち・みどり公社
理 事 長 橋 本 真 由 美

市

代表取締役

別紙年度毎内訳表

(税込)

年度	金額
令和 8 年度	
令和 9 年度	
令和 10 年度	
合計	